

千代田区立お茶の水小学校「学校いじめ防止基本方針」

平成26年5月30日 公布

平成26年6月 1日 施行

平成29年6月30日 一部改訂

1 いじめ防止のための基本方針

(1) 基本理念

いじめは、その対象となった児童に深刻な苦痛を与え、時にはその生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れのある重大な人権侵害であり、決して許される行為ではない。全教職員が、いじめは絶対に許さないという姿勢で、生活指導、教育相談にあたるとともに、人権尊重の精神を基盤に学校教育を推進することとする。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのために学校は、常に教育活動全般において生命や人権を大切にすることを実践することや、教職員が、児童一人一人多様な個性をもつかけがえのない存在であることを強く認識し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち教育活動を進めていくこととする。

本校は、このような基本的な理念と教育目標に基づき、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

(2) いじめの定義

「千代田区いじめ防止等のための基本方針」に、以下のように定められている。

「児童等に対して、当該児童等在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。」

(3) いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすとともに重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童等の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは、絶対に許されない行為であり、児童等は、いじめを行ってはならない。

また、いじめは刑事罰の対象となり得る不法行為に該当し、損害賠償責任が発生し得る。

(4) 学校及び教職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 基本施策

(1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。

(2) 児童が主体となっていじめのない学校生活を形成するという意識を育むため、児童が発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。

(3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの児童にも起こりうることを強く意識し、いじめ

を未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。

- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- (5) 相談方法を明らかにするとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人一人の状況の把握に努める。
- (6) 発達障害を含む障害のある児童、海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童、東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童についていじめが行われることがないよう、教職員の理解を深め、学校全体で見守り、必要な支援を行う。

3 基本的な取組

(1) いじめ防止のための校内組織の設置

いじめの防止等を目的とする校内組織として、学校いじめ対策委員会（校内委員会）を設置し、状況に応じてB部会（生活指導部会）と連携して取り組む。学校いじめ対策委員会の委員は、校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、スクールライフサポーターとするが、必要に応じて専科教員やスクールカウンセラー、発達支援アドバイザー等に参加を依頼する。委員会は定期的開催する。

また、事故・事件発生時に迅速で適切な対応に向け、学校に専門家チーム（学校健全育成サポートチーム）を設置する。

(2) いじめ未然防止のための取組

- ① ファミリー班による集会等の縦割り活動や幼稚園・保育園児との交流活動を充実させることにより、異年齢（異学年）の児童・幼児相互の交流と連携を図り、好ましい人間関係を育成するとともに児童一人一人の人格を高める。（お茶の水プラン「ファミリー班活動」「交流計画」に計画）
- ② 教育活動全般を通じて、児童の自己有用感・自己肯定感が高められ、達成感をもてるように努める。（お茶の水プラン「人権尊重教育」「道徳教育」に計画）
- ③ いじめは人間として絶対に許されないという雰囲気为学校全体に醸成していき、いじめに繋がる様な些細なことでも見逃さないよう組織的に取り組む。また、保護者・地域との連携を図る。（お茶の水プラン「教育相談」「生活指導」に計画、学校便りの活用）
- ④ 保護者や関係機関等との連携を図りつつ、いじめ防止に資するため児童が自主的に行う諸活動を支援する。（お茶の水プラン「委員会活動」「奉仕活動」「総合的な学習の時間」に計画）
- ⑤ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な教育活動として、情報モラル教育の充実を図り、人権強化月間及びセーフティ教室等を実施する。（お茶の水プラン「情報教育」「人権強化月間」「セーフティ教室」に計画）
- ⑥ 校内研修の充実を通じた教職員の資質の向上を図る。（職員会議等での研修）

(3) いじめの早期発見のための取組

① 児童理解の充実

学級担任は、児童の不安や悩みを聞くことで、児童が安心して生活できる学級づくり、児童の居場所のある学級づくりに努める。また、日記や道徳教育用教材「私たちの道徳」等を活用し、様々な方法で児童の心情理解を図る。さらに、児童が相互のよさに気づき、よさを認め合う活動

を朝の会や帰りの会等を中心に充実させる。

② いじめ調査等

いじめを早期発見するため、定期的ないじめアンケート調査と聞き取り調査を実施する。

ア. 人権強化月間におけるアンケート調査年3回（6月・11月・2月）

イ. スクールカウンセラーによる全員面談（5年生）

ウ. 区による学校生活アンケート調査2回（春・秋）

③ いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめ等に係る相談を行える窓口を次の通り設置し、活用する。

ア. 担任等への直接相談

イ. スクールカウンセラーの活用

ウ. スクールライフサポーターの活用

④ 教職員全体のいじめ等に関する情報共有の機会の設置

毎週金曜日の職員終会において生活指導関係の情報交換を行う。

⑤ 生活目標の設定

人権強化月間に合わせて生活指導の月目標、週目標を人権関係の内容で設定する。

⑥ いじめ防止標語の設定

11月の人権強化月間に合わせて、各クラスでいじめ防止のための標語を作成する。またクラスの標語を基に、代表委員が学校目標を設定する。

(4) いじめ問題の早期対応の取組

① いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行い、その結果を相談者に報告する。

② いじめの事実が確認された場合は、学校いじめ対策委員会において対応を協議し次の対策を講ずる。

ア. いじめをやめさせ、その再発を防止する。

イ. いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。また、いじめを見ていた児童に対して、自分の問題としてとらえさせる指導を行う。

ウ. いじめを受けた児童が、安心して教育を受けられるために必要と認められる学習環境を保護者と連携を図りながら整える措置を講ずる。

エ. いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

オ. 区指定のいじめ個票を作成し、区教育委員会へ報告する。

③ 悪質ないじめや犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察等と連携して対処する。

(5) 重大事態への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

① 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。

② 学校健全育成サポートチームを招集し対応について協議する。

※いじめを受けた児童やその保護者、その他の児童への心のケアを図る。

③ 上記の組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(6) 保護者との連携・協力

いじめ問題に適切に対応するために、学校と家庭とが連携し、児童の規範意識を養う。

保護者会等においては、児童の学校生活に関わる課題、問題等を保護者が十分に把握できるよう、児童の学校生活について情報交換する機会を設ける。

児童保護会の活動では、特に学校行事の協力を保護者に求め、各行事の取組を充実させる。

(7) 学校評価（検証と改善）

いじめ問題の取組について、年1回の保護者アンケートを役立て、適正に自己（学校）評価し改善を図る。また、学校運営協議会や保護会との連携を図る。

附則 この方針は平成29年7月1日より施行する。